

相談事業の活動実績とご相談内容等について

(平成26年上期)

本報告の内容

1. 賠償を巡る状況と機構の活動実績
2. ご相談内容の傾向

参考資料

平成26年10月10日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構



NDF 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

Nuclear Damage Compensation and Decommissioning Facilitation Corporation

1. 賠償を巡る状況と機構の活動実績(1)

- 平成26年上期は中間指針第四次追補で示された新たな賠償項目(住居確保に係る損害や、移住を余儀無くされたことによる精神的損害等)が被害者の方々の関心事項となり、全国合計の受付件数は前期より増加。
- 住居確保損害は、生活再建に大きく関わる賠償である一方、その内容が複雑であることから、平成26年2月以降、機構は住居確保損害を主なテーマとした説明会を、福島県だけでなく、避難者の多い10都県で開始。
- 前期からの継続実施事項としては、福島県内では、3つの形態の相談会、福島県外では10都県の他に、弁護士会への委託による相談会、機構東京本部での相談受付を推進。

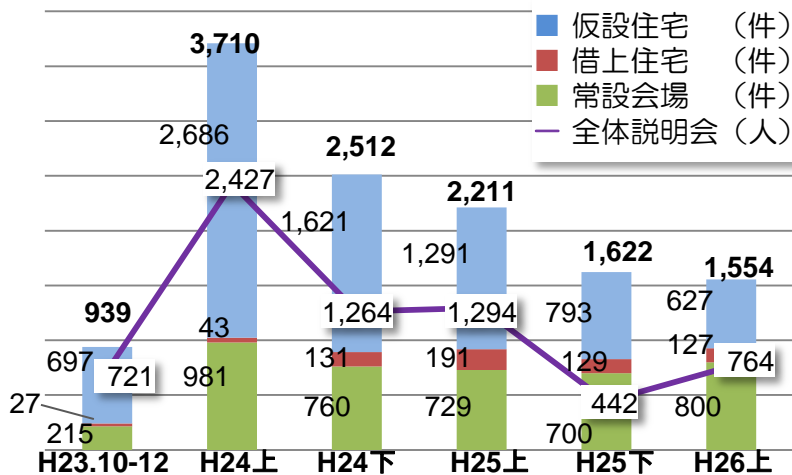
機構の相談受付件数 (件)		H26年上期	H25年下期	H23年からの累計	
福島県内	仮設住宅 : 162か所	627	793	7,715	
	借上住宅等 : 38か所	127	129	648	
	常設会場 : 福島,郡山,いわき,会津若松,白河,南相馬	800	700	4,185	
	小 計	1,554	1,622	12,548	
福島県外	10都県 : 宮城,山形,茨城,栃木,群馬,埼玉,千葉,東京,神奈川,新潟	343	196	1,391	
	各都道府県弁護士会への委託	385	437	1,756	
	機構東京本部	相談	159	167	970
		情報提供	1,491	1,304	9,804
	小 計	2,378	2,104	13,921	
合 計		3,932	3,726	26,469	



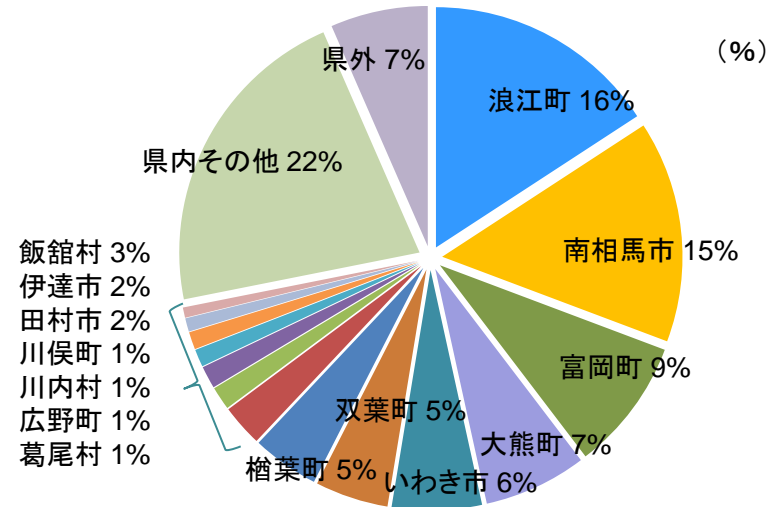
1. 賠償を巡る状況と機構の活動実績(2)

- 福島県内では、仮設住宅の巡回相談は南相馬市等の多いところでは14巡目に入り相談件数は減少傾向。一方、借上住宅向けの相談件数は横這い。常設会場での相談件数は増加。全体としては微減。
- 10都県での相談会は59か所で開催し、全体説明会713名、個別相談343件を受付。
- 新たな賠償項目をテーマとした全体説明会への参加者が大幅に増加しており、関心の高さがうかがえる。
- 浪江町、南相馬市、富岡町及び大熊町からの相談者が約半数を占める。

■ 福島県の相談会場における受付数



■ ご相談者の事故時居住地



2. ご相談内容の傾向(1)

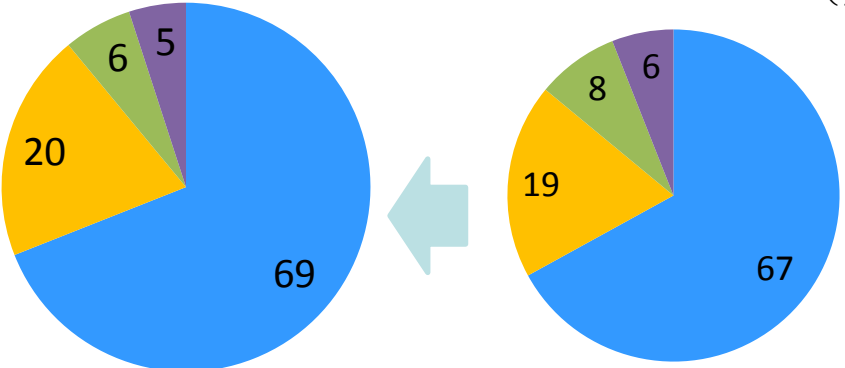
■ 相談内容を4種に分類して分析。「損害賠償の内容」に関するものが7割、「請求手続・支払」に関するものが2割を占め、前期と傾向は変わらず。

分類	(件)
1 損害賠償の内容	5,837
2 請求手続・支払	1,721
3 生活全般	491
4 行政・東電の取組姿勢	406
合計	8,455

「1 損害賠償の内容」の内訳

1.精神的損害	406	(件)
2.生命・身体的損害	328	
3.一時立入・帰宅費用	41	
4.就労不能損害	372	
5.除染・検査費用	155	
6.住居確保損害	146	
7.財物価値の減少・喪失	2,085	
8.生活費増加分・避難費用	747	
9.営業損害	625	
10.自主的避難	119	
11.対象者要件	143	
12.損害賠償の終期	231	
13.その他	439	

■ ご相談内容の割合 (%)



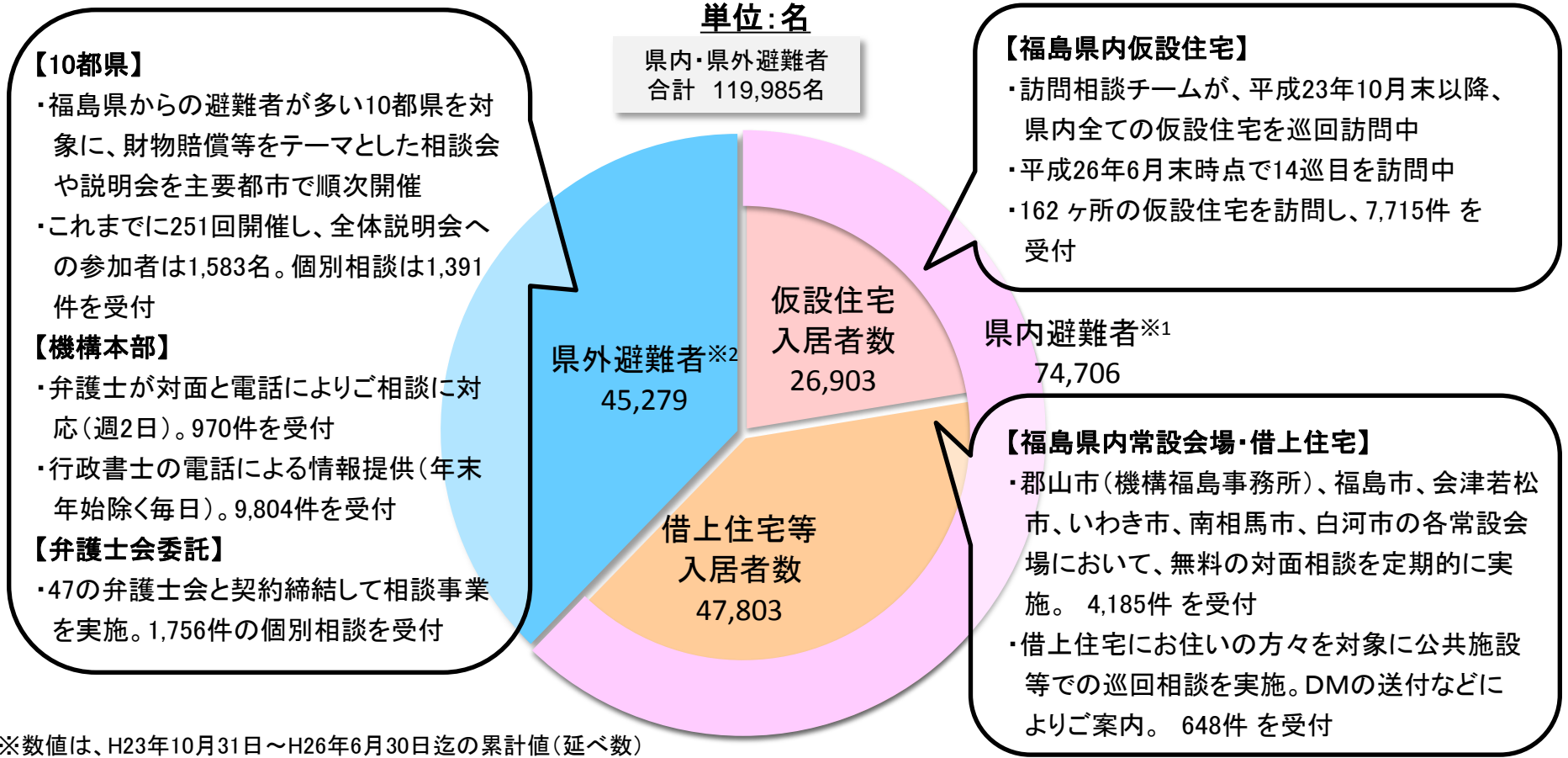
平成26年上期

平成25年下期

2. ご相談内容の傾向(2)

1. 損害賠償の内容	<ul style="list-style-type: none">■ 「財物価値の減少・喪失」に関するご相談は、前期に引き続き被害者の方々の高い関心事項であり、全体の約3分の1を占める。中でも、居住用不動産に関するご相談が最も多く、次いで「定型評価に基づく賠償額は低すぎる」といった不動産に付随する要望、「高額家財など個別事情を勘案してほしい」といった家財道具に関する相談が多数■ 住居確保損害については、土地建物の新たな取得(移住)に関するご相談や、制度内容を知りたいというご相談が多数
2. 請求手続・支払	<ul style="list-style-type: none">■ 「和解仲介の申立方法を教えてほしい」といった和解仲介(ADR)に関するご相談が約3分の1を占め、前期と同様に多数
3. 生活全般	<ul style="list-style-type: none">■ 「除染を早期に完了してほしい」など「除染・廃棄物」に関する相談が今期は最多へ
4. 行政・東電の取組姿勢	<ul style="list-style-type: none">■ 「警戒区域の見直しにおいて、賠償について区域毎に差異を設けずに一律に賠償してほしい」といった「対象区域」に関するご要望が増加

(参考) 機構の相談事業の概要

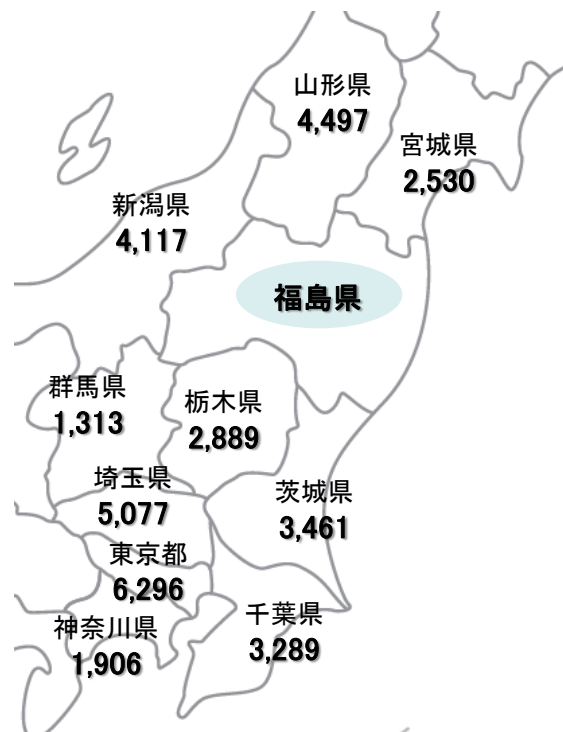


【実施体制】 1週間あたり : 弁護士 延べ約40人、行政書士 延べ約30人、機構 約40人(土日含めて活動)

(出典)※1 福島県災害対策本部HP(H26年6月26日時点) ※2 復興庁「震災による避難者の避難場所別人数調査」(H26年6月24日時点)

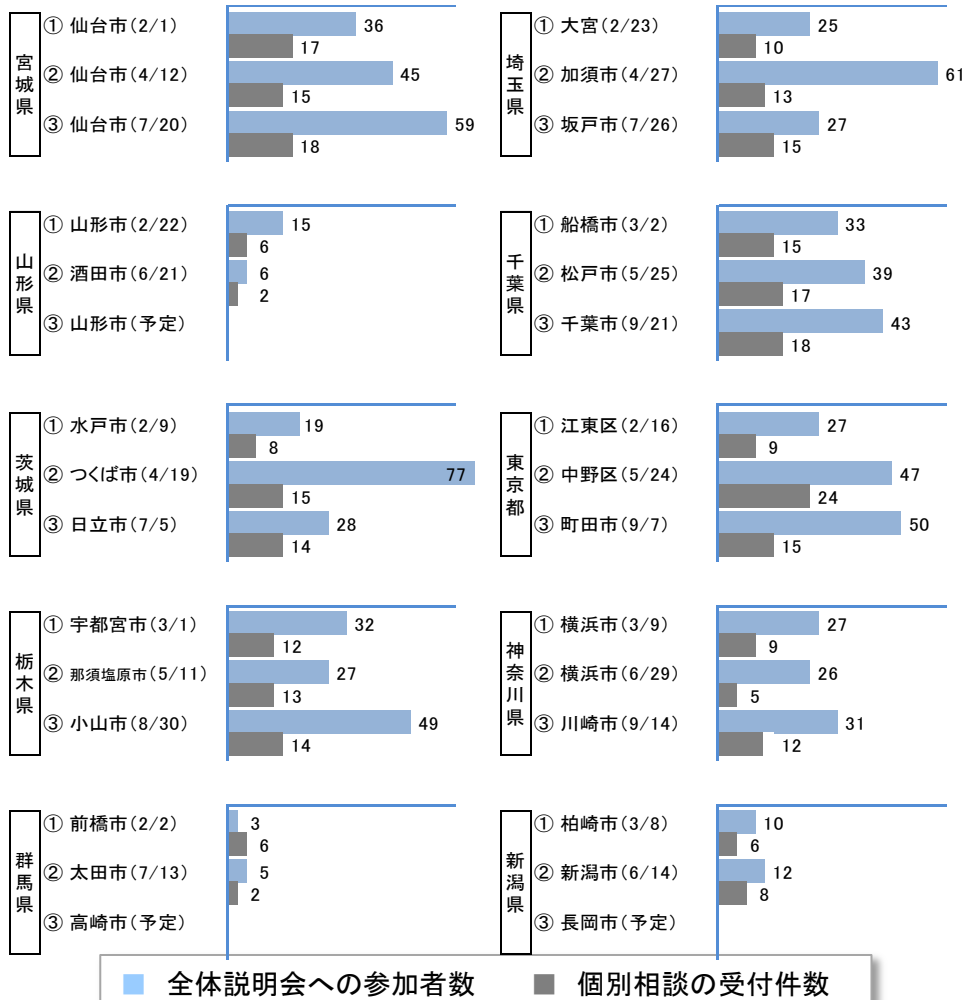
(参考) 住居確保損害をテーマとした10都県の相談会

- 避難者数の多い10都県で順次開催
- 各都県の弁護士と福島県の不動産鑑定士が丁寧に解説



避難者の数はH26.8.14現在(復興庁資料より)

(人)



(注) 本報告書作成時点の実績及び開催決定地を記載していますが、平成26年上期の相談件数等の集計に当たっては、同年下期期間の実績は除外しています。

(参考) 財物価値の減少・喪失に関するご相談の内訳

項目	(件)
居住用不動産 … ①	838
田畑・山林等	153
動産(家財道具) … ③	279
営業用資産(田畑・山林以外)	278
登記が不完全な不動産	164
不動産に付随する要望 … ②	346
ローン	27
その他	77
合計	2,162

① 居住用不動産

(件)

宅地、建物等不動産(庭木を含む。)の価値喪失分を賠償してほしい	798
特別仕様等の個別事情を勘案して賠償してほしい	68
事故発生前にリフォームを行った。その資産価値の増加分を賠償してほしい	74
野生化した家畜等による住宅の被害を賠償してほしい	12
借地権の賠償についての不満、要望	11
帰還に際し必要な住宅等の修理費用を賠償してほしい	55
代替地や移住先を、東電又は国で用意してほしい	37

② 不動産に付随する要望

賠償額を試算してほしい	56
相続登記等の手続について教えてほしい	43
定型評価に基づく賠償額は低いのではないかと	117
建物等の解体費用や家財の処分費用等を賠償してほしい	26
現況と固定資産課税情報や登記情報等の地目等が異なる場合、現況に則して賠償してほしい	63
不動産を再取得価格で賠償してほしい	64

③ 動産(家財道具)に関する相談

高額家財等を賠償してほしい	235
高額家財など個別事情を勘案してほしい	108
定型基準に基づく賠償額に納得がいかない	25
事故時に居住していなかったなどの理由で賠償が認められなかった	16
二世帯住宅の家財について適正に賠償してほしい	17
自動車等を賠償してほしい	35
飼っていたペット等を賠償してほしい	14

